

松戸市流通支援事業補助金交付要綱

(令和2年9月3日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式に即し、かつ農産物生産者が安定的に営農を継続できる環境を整えるため、農産物用自動販売機等の非接触型販売手法の導入に要する経費について、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内で農業を営んでいる生産者及び生産者団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定める経費とする。

- 2 補助対象事業によって行おうとする取組と同一内容の取組を行うために本事業以外の国等（県及び独立行政法人等を含む）が助成する事業（以下、「国の補助金、給付金等」とする）の採択・交付決定を受けている場合は、自己負担分を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別紙松戸市流通支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、松戸市流通支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付す条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定により実績報告をするときは、松戸市流通支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 決算(見込)報告書(収支決算書)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第12条の規定による額の確定通知は、松戸市流通支援事業補助金交付確定通知書(第4号様式)により、補助金の交付の決定を受けた者によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付の請求を受けようとするときは、松戸市流通支援事業補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

補助事業名	補助対象経費	補助金の額
流通支援事業補助金	農産物用自動販売機等の非接触型販売手法の導入に要する経費	補助対象経費の 100 分の 75 以内の額 (ただし、1 事業最大 100 万円まで)

第1号様式

松戸市流通支援事業補助金交付申請書

年 月 日

松戸市長

住 所

団体名

代表者

流通支援事業を実施したいので、松戸市流通支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助対象名 農産物用自動販売機等の非接触型販売手法の導入に要する経費（_____導入）
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 誓約書（国等の補助金、給付金等の採択・交付決定を受けていない場合）
 - (4) 国等の補助金、給付金等を受けている場合、交付決定通知等の書類

第2号様式

松戸市指令第 号

所在地

名 称

代表者

様

松戸市流通支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市流通支援事業補助金について、下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交 付 条 件
 - (1) 補助金を他の用途に使用しないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、市長の承認を受けて下さい。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、市長の承認を受けて下さい。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること
 - (5) その他市長が必要と認める条件

第3号様式

松戸市流通支援事業補助金実績報告書

年 月 日

松戸市長

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定のあった当該事業を下記のとおり実施しましたので、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

- 1 事業名 流通支援事業補助金
- 2 補助対象名 農産物用自動販売機等の非接触型販売手法の導入に要する経費（ _____ 導入）
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算書

第4号様式

松戸市達第 号

所在地

名 称

代表者

様

松戸市流通支援支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定した観光農業普及
奨励事業補助金については、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により、下
記のとおり額の確定をします。

令和 年 月 日

松戸市長

記

1 補助金交付確定額

円

第5号様式

松戸市流通支援事業補助金交付請求書

年 月 日

松戸市長

住 所
団体名
代表者

年 月 日付け松戸市達第 号で補助金の額の確定のあつた当該事業について、松戸市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 事業名 流通支援事業補助金
- 3 補助対象名 農産物用自動販売機等の非接触型販売手法の導入に要する経費 (_____ 導入)